

2020年8月26日

北谷町長 野国 昌春 様

北谷町議会議員

会派 北谷ニライの風 高安 克成
仲栄真 恵美子
喜友名 朝哲
宮里 廣
喜友名 盛充
<公印省略>

新型コロナウイルス感染症対策に対する要請

貴職におかれましては、日夜、町民の福祉向上、安心安全なまちづくりに、そして今般の新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに心から敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する政府の「緊急事態宣言」、沖縄県独自の緊急宣言も発出され、県民の努力と観光客等の自粛協力により4月30日の感染者を最後に沖縄県内では、感染拡大を完全に抑えていましたが、7月8日の県外からの移入例を皮切りに8月9日には、1日最大159名を記録するほど感染が拡大しました。国外からの移入例と見られる感染が米軍基地内では拡大し、基地従業員や市中への感染も見られ、基地と隣り合わせる北谷町への風評被害を含めた影響は決して少なくありません。そのような中、前倒しで実施中の「Go To トラベル」による影響は知事も認める通りで、県、町のリーディング産業である観光への経済的プラスの影響と合わせてコロナ感染も確実に広がっています。国が主導するキャンペーンと県外からの渡航自粛を求めない沖縄県の方針の狭間で先行きも見えない中、本町の経済政策と合わせた感染症対策は待ったなしの状態であります。

町民や事業者への経済的影響と精神的不安はもちろんのこと、子どもたちも臨時休校による影響は甚大で、ストレスや学びの遅れをどうフォローするかと課題は山積しています。

よって、貴職におかれましては、コロナウイルス感染が拡大しないような危機管理体制の構築はもちろんのこと、国・県の指示や対応を待たざるを得ない状況を克服し、町民の生活や働く場、学びの保障など、対応が後手に回らぬよう、町民への情報共有を図りながら、可及的速やかに将来を見据えた町独自の施策展開を図るよう要請致します。

記

1. 医療・検査体制等の拡充について

- (1) 感染拡大で検査待ちの状態が続き、更なる感染拡大と命への影響が懸念される。本県の医療・検査体制の逼迫をまねかないよう、かつ町民、県民の安心安全な生活を支援できるよう、PCR検査が適切に行える体制の拡大が望まれる。唾液PCR検査キットを用い、県外へのPCR検査の協力を求めながら、本町でのPCR検査がいつでも誰でも何度でも受けられる費

用保障を含めた体制を構築すること。

- (2) 無症状・軽症の陽性者、濃厚接触のおそれのある方々を直ちに隔離・保護できる宿泊療養用のホテル・民泊施設等の確保を行うこと。自宅・施設待機を余儀なくされる場合は、生活物資を届け、体調管理が行える体制をつくること。合わせて施設従事者・関係者の安全対策の指導・監督をし、PCR検査を実施すること。
- (3) 患者受け入れや宿泊療養、PCR検査体制構築等にかかる費用について積極的に本町で支援し、その財政負担については、国・県に支援を求めること。
- (4) 新型コロナウイルス感染者に対する後遺症等の後追い調査と感染後2週間と限定せず、医療費や生活支援を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染の疑いを含めた方々に対する風評被害やいじめに対する注意喚起とお互いの心のケアを施す体制の構築をすること。
- (6) PCR検査を実施後、陰性が分かれば、陰性証明書を発行し、社会復帰を後押しすること。
- (7) 季節性インフルエンザ流行期に備え、時期を見据えた早めの予防接種の周知と全町民を対象とした予防接種費用の全額補助を行うこと。

2. 情報の提供等について

- (1) 感染状態の情報開示は、あらゆる感染対策の土台であるが、本町では、感染者情報の公開について中部保健所管内の中にも含まれ非公開。住民内で感染者情報が聞こえてくるにもかかわらず、公表されない事による風評被害や住民等の不安が増している。この現状を払拭するためにもプライバシーに配慮しながら、沖縄県が発表するようなコロナ感染者等の情報を公開すること。
- (2) 本町独自のLineアカウントを取得・活用し、行政情報等と合わせて新型コロナウイルス感染症情報や支援について積極的に情報発信し、徹底周知を行うこと。合わせて相談や支援についての相談窓口となり困窮する方々へ支援の手を拡げること。
- (3) 町民へ情報の周知と安心を図るために引き続き広報車や防災無線、SNSの活用を初め、町長のライブ配信等、プッシュ型の情報の発信を行うこと。
- (4) 防災対応型エリア放送等の情報提供手段の早期構築に取り組み、新型コロナウイルス感染症や行政に関する情報、学習や健康等の情報発信を行い、町民の日常生活を支えること。
- (5) 未だ支援を知らない、手続きが大変等との声が聞こえる。国・県・本町の支援策の周知と申請の更なる支援を行うこと。
- (6) 外出の機会が減った高齢者・障がい者等の日常生活の支援および見守りを行うとともに新型コロナウイルス感染症、行政情報等を外国人を含め、置き去りにならないよう積極的に情報提供すること。

3. 町内の施設利用や環境整備等について

- (1) コロナ禍においても町民の健康を鑑み、公共施設等（ちゅら一ゆ、グラウンド等を含む）の時間や使い方に配慮したガイドラインの策定と周知に努め、可能な限り、地域公園の駐車場の解放と安全のための定期巡回、感染予防のための手洗い等が出来るよう水道栓の備え付け

を行い、施設利用できるようにすること。

- (2) 公共施設やホテル、飲食店等の多人数の出入りが見込まれる町内施設におけるサーモセンサーもしくは非接触型体温計、アクリルパネルやアルコール消毒液等の完全設置と入域者に対する体温測定の実施を事業者・施設等に協力を求め、本町に対する風評被害や感染リスクの低い安心安全な街づくりに努めること。また、その際の費用負担については、国の補助金情報の周知を徹底し、本町の責任において積極的な費用負担をしながら感染予防対策に必要な消耗品の費用についても可能な限り継続した支援を行うこと。
- (3) 自宅待機等における図書利用が可能となるよう電子図書の整備を行うこと。
- (4) 業種別のガイドラインについて既存の情報の周知と策定について協力すること。

4. 町内の独自支援策について

- (1) ガイドライン順守の徹底を促すとともにチェック体制を構築・実施し、町独自の「感染防止宣言ステッカー」を作成・交付すること。「感染防止宣言ステッカー」は、店舗等の目立つところに掲示して頂き、町民及び観光客等を含めた方々に施設を安心して利用できるようにすること。合わせてガイドライン順守に努める店舗等の応援動画等の作成・配信を行うこと。
- (2) ホテル等の宿泊施設の協力を仰ぎながら、本町を訪れる観光客等には、来県する数日前からの体温チェックと記録をお願いし、町内店舗の来店時には、体温チェックと入店許可のサインを記載するような記録カードを提供し、来訪者、町民両者の安心安全に見える形で過ごせる環境構築に努めること。
- (3) 基準日(令和2年4月27日)の翌日から令和3年3月31日までに出生した新生児に対して10万円/人の給付をし、子育て世代の支援を図ること。
- (4) 全町民を対象とした一定額の商品券を無料配布し、地域経済の活性化を図ること。
- (5) 授業時間の確保や教員の多忙化解消と感染症対策など教員の業務負担の軽減のため、今年度は小中学校の教員の一斉研修を中止するとともに校務補助員等を増員すること。
- (6) 小中学校の学びを保障するために詰め込み授業や宿題を増やすのではなく、文部科学省の「学びの保障」総合対策パッケージに示された限られた授業時数の中での効果的な指導が直ちに実施できる体制を構築すること。また、直ちにリモート授業の配信可能な環境整備を施し、いつでもリモート学習と分散登校が実施できる安定した学びの環境の提供を早期に確立すること。

5. 米軍人、外国人について

- (1) 米軍基地内外における感染拡大に伴う懸念が止まない。引き続き国・県・米国に情報公開を求める要請を行うこと。
- (2) 今般の米軍の対応は、フェンスのない基地の拡大に他ならない。米軍のホテル等の借用に関して明確に拒否すること。
- (3) 町内在住の米軍人を含む外国籍の住民や町内ホテル宿泊者等へのマスク着用や安全対策について徹底周知を行うこと。

以上